

環境保全課における事前協議について

開発行為や建築物¹の建築その他の工事を行う場合の、環境保全課における事前協議の要件と提出書類は以下のとおりです。

1 建築物: 建築基準法第2条第1項第1号及び第2号に定めるものをさす。

電波障害(八王子市民の生活環境を守る条例第20条)

【要件】

最高高さが10mを超える建築物を建築する場合

【提出書類】*各1部

電波障害調査報告書(鑑)

テレビ電波障害調査報告書^{2, 3}

2(一社)日本CATV技術協会の技術者資格を持った者が作成した、机上調査又は実地調査に基づく報告書の原本又はカラーコピーを添付すること(協会HP <http://www.catv.or.jp/jctea/>)。なお、報告書はCATV技術者名及び登録番号を記載し、会社印、技術者印又は技術者の認印等を押印されたものであること。

3 報告書には、八王子市域における放送局及び中継局(東京スカイツリー、八王子デジタルテレビ中継局、八王子上恩方デジタルテレビ中継局、永山デジタルテレビ中継局、青梅デジタルテレビ中継局、小仏城山デジタルテレビ中継局)からの電波到来方向を図示し、建築物による影響範囲を図示すること。

地下水の保全(八王子市民の生活環境を守る条例第23条)

【要件】

最高高さが15m以上、5階建て以上、地下階又は地下構造物⁴のいずれかに該当する建築物の建築その他の工事を行う場合

4 基礎より浅い位置に設置する地下構造物を除く。

【提出書類】*各1部

地下水調査報告書(鑑) 柱状図 ボーリング位置図 地下断面図⁵ 住民説明資料等⁶

5 平均GLからの根切り底、山留め及び孔内水位の高さを記入すること。

6 事業に伴う地下水の汚濁や枯渇等について、建築主等が対応する旨が読取れるものであること。

事業に伴って電波障害や地下水の枯渇等が発生した場合は、建築主等は共同受信設備の設置や上水道の確保等の対策をとる必要があります(八王子市民の生活環境を守る条例施行規則第7、10条)。

【電波障害・地下水の保全についての問合せ先】

八王子市環境部環境保全課(環境改善担当)

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

TEL:042-620-7255 FAX:042-626-4416

E-mail:b111100@city.hachioji.tokyo.jp

環境保全課では、公害防止に係る他法令も所管しています。以下に該当する場合、別途手続きが必要です。手続きを行わないと事業の進行に影響が出る可能性がありますので、環境改善担当(042-620-7255)までご相談下さい。

- 一定の規模以上(案件によって900m²以上又は3000m²以上)の土地の形質の変更(切土・盛土)を行う場合
- 環境確保条例に基づく工場や指定作業場で工事を行う場合や、設置・変更(設備変更や建替等)・廃止を行う場合
- 特定施設(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法)の設置・変更等を行う場合
下水道法の特定施設については、八王子市水循環部水再生施設課(TEL042-642-1500)へご相談を
- 特定建設作業(プレーカー等、大きな騒音・振動を発生させる作業)を行う場合